

議第76号

呉市営住宅条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市営住宅条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市営住宅条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

呉市営住宅条例の一部を改正する条例（令和2年呉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
付 則 (施行期日) 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、 <u>同年7月1日から施行する。</u>	付 則 (施行期日) 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、 <u>公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</u>
2・3 略	2・3 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

天応大浜アパートの供用開始の日を延期するため、この条例案を提出する。